第二十九条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第三十一条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十三条の付記中「第百十九条第一項第二号、同条第二項」を「第百十九条第一項第五号、同条第三項」に改める。

第三十四条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第三十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十六条の付記及び第三十七条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第三十八条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第三十八条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第四十二条の付記及び第四十三条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第三項）

第四十四条第二項第二号中「道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送自動車」という。）を「旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）に、「同法」を「、道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十七条の付記中「第百十九条の二第一項第二号」を「第百十九条の二の二第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十九条の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車」を「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に改める。

第四十九条の四の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十九条の五の付記及び第五十条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五十条の二の付記及び第五十一条の付記中「第百十九条第一項第三号」を「第百十九条第一項第七号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第百二十一条第一項第九号」を「第百二十一条第一項第八号」に改める。

第五十一条の五の付記中「第百十九条の三第一項第五号」を「第百十九条の三第二項第一号」に改める。

第五十一条の八第三項第二号ロ中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の二の二第二項」に改める。

第五十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号へ、第百二十条第一項第八号」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号へ、第百二十条第一項第六号」に改める。

第五十三条の付記中「第百二十条第一項第八号、同条第二項」を「第百二十条第一項第六号、同条第三項」に改める。

第五十四条の付記を次のように改める。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項　第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号）

第五十五条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に、「第百二十一条第一項第六号」を「第百二十一条第一項第七号」に改める。

第五十七条の付記中「第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第一項第十一号」を「第百十八条第二項第一号、第百十九条第二項第一号、第百二十条第二項第二号」に、「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第五十八条の付記中「第百二十一条第一項第八号」を「第百二十一条第二項第二号」に改める。

第五十八条の二の付記中「第百十九条第一項第三号の三」を「第百十九条第一項第三号の四」に改める。

第五十八条の三の付記中「第百十九条第一項第九号」に改める。

第五十八条の五の付記中「第百十八条第一項第三号」を「第百十八条第二項第二号」に改める。

第五十九条の付記中「第百二十条第一項第十号」を「第百二十条第二項第一号」に改める。

第六十条の付記中「第百二十一条第一項第七号」を「第百二十一条第二項第一号」に改める。

第六十一条の付記中「第百十九条第一項第四号」を「第百十九条第一項第十号」に改める。

第六十二条の付記中「第百十九条第一項第五号」を「第百十九条第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十条第一項第八号の二」を「第百二十条第一項第七号」に改める。

第六十三条の付記中「第百十九条第一項第七号」を「第百十九条第一項第十一号」に、「第百二十一条第一項第七号」を「第百十九条第一項第九号」に改める。

第六十三条の二の付記中「第百二十一条第一項第九号の二」を「第百二十一条第二項第三号」に改める。

第六十三条の二の二の付記中「第百十九条第一項第七号の二」を「第百十九条第二項第三号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第六十三条の九の付記中「第百二十条第一項第八号の二、同条第二項」を「第百二十条第一項第七号、同条第三項」に改める。

第六十三条の十の付記中「第百二十条第一項第八号の三」を「第百二十条第一項第八号」に、「第百二十条第一項第八号の四」を「第百二十条第一項第九号」に改める。

第六十四条の付記中「第百十七条の二の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二第二号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改める。

第六十五条第四項中「第百十七条の二の二第一項第二号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改め、同条の付記中「第百十七条の二の二第一項第三号」を「第百十七条の二の二第一項第四号」に、「第百十七条の二の二第一項第二号、第百十七条の二の二第一項第四号」を「第百十七条の二の二第一項第五号」に、「第百十七条の二の二第一項第五号」を「第百十七条の二の二第一項第六号」に改める。